

## さっぽろ結婚支援センター会員規約

## (目的)

第1条 この規約は、さっぽろ結婚支援センター（以下「センター」という。）及びセンターが運用する結婚に向けた活動を支援するシステム（以下「システム」という。）の利用に関するることを定める。

## (定義)

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1)マイページ システムにおける会員の専用ページ
- (2)本登録 システム上、システムを利用して結婚に向けた活動を行うことができる登録の状態
- (3)お相手検索 システムを利用したお相手の検索・閲覧及びシステムのAIが選ぶお相手の紹介
- (4)お見合い システムを利用し、希望するお相手と面会（オンライン面会を含む。）すること。
- (5)お友だち交際 前号のお見合いにより、面会したお相手とお友だちとして交流すること。
- (6)真剣交際 前号のお友だち交際を経た会員双方の希望により、1対1でお付き合いすること。
- (7)成婚 会員双方が結婚に向けて意思を固め、センターから退会すること。
- (8)さっぽろ連携中枢都市圏構成市町村 札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町

## (登録資格)

第3条 システムの利用に当たっては、会員登録をしなければならない。会員登録ができる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1)結婚を希望し、結婚に向け自ら努力する意思を有する18歳以上の独身者
- (2)さっぽろ連携中枢都市圏構成市町村に在住、在勤又は移住を希望する者
- (3)システムにアクセスできるパソコンやスマートフォンなどを自ら所有し、自力で操作できること。
- (4)専ら利用可能なメールアドレス及び携帯電話番号を所有していること。
- (5)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- (6)営業・勧誘等、結婚以外の目的によらないこと。
- (7)第11条の規定により、会員登録を抹消されていないこと。
- (8)本規約の内容に同意し、遵守できること。

## (会員登録)

第4条 会員登録に係る入会申込みは、センター専用のホームページから行う。システムに登録する内容は、次条による。

- 2 会員登録は1人1ユーザー登録とし、重複登録はできない。
- 3 会員登録を希望する者は、センターによる面談を受けることを必須とする。また、面談では、顔写真付き身分証明書の原本により本人確認を行う。
- 4 会員登録を希望する者は、面談後、次の各号の必要書類をシステムにアップロードし、センターの確認を受けることを必須とする。また、第1項の入会申込みを行った日から45日以内に第3項の面談及び必要書類のアップロードを完了させること。期限までに完了が確認されない場合、入会申込みがキャンセルされたものとみなし、システムの

入力情報及びアップロードされた書類データを削除する。

- (1) 顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等、登録時ににおいて有効なもの）の写し
- (2) 独身であることを証明する書類（3か月以内に発行されたもの。本籍地のある市区町村で発行する独身証明書（戸籍抄（謄）本も可とするが、独身であることを証明する以外の情報はマスキングすること。）。外国籍の者は、婚姻要件具備証明書等、独身証明書に準ずる書類及びその日本語訳（訳者の署名があるもの））の写し
- (3) 所得を確認できる書類（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え等、直近（原則として前年）の年間所得額が確認できるもの）の写し。所得がない者は、所得がない旨の申出書の写し
- (4) プロフィール用写真（本人のみが写っている3か月以内に撮影されたもの。上半身1枚（必須）及びその他1枚（任意））

5 会員登録を希望する者は、第6条に規定する入会登録料を支払うことを必須とする。また、センターが支払の案内を行った日から30日以内に支払手続を完了させること。期限までに納付が確認されない場合は、入会申込みがキャンセルされたものとみなし、システムの入力情報及びアップロードされた書類データを削除する。

6 センターは、上記各項の規定により確認を行い、要件を満たしていることが確認できた者に対して、本登録を行う。本登録となった者（会員）は、システムを利用して結婚に向けた活動を行うことができる。要件を満たしていることが確認できない者に対しては、不備等の補正を指示する。なお、要件を全て満たした場合であっても、第12条の禁止行為の規定に抵触する状況等が確認されたときは、本登録を行わないことがある。

7 第4項でアップロードされた必要書類のうち写真以外の書類については、センターによる確認の完了後に、システムから削除する。なお、同書類については、センターが必要に応じて再提出を求めることがあるため、会員は登録期間満了日まで自身で保管すること。

#### （登録内容）

第5条 入会申込みを行う者は、各号の項目をシステムに登録するものとする。

- (1) 必須項目（登録情報は非公開。ただし、真剣交際となったお相手にのみ、氏名及びメールアドレスを公開）  
氏名（フリガナ）、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス、プロフィール写真の公開/非公開及び登録のきっかけ
- (2) 必須項目（登録情報は公開）  
年齢、現住所のうち市区町村名まで、プロフィール写真（非公開を選択した場合であっても、お見合い申込み時には、そのお相手にのみ公開）、ニックネーム、性別、年収、職業等、婚歴、趣味、自己PR、喫煙の習慣、子ども（成人を含む。）の有無及びオンラインお見合いの可否

- (3) 任意項目（登録情報は非公開）  
お相手についての希望（年齢、身長、職業等、年収、最終学歴、婚歴、子ども（成人を含む。）の有無、結婚後の同居、結婚後の居住地、喫煙の習慣、飲酒の習慣及び上記以外の希望）並びにゆずれない項目（お相手についての希望で入力した項目のうち最大3つまで登録可）
- (4) 任意項目（登録情報は公開）  
血液型、身長、最終学歴、資格、休日、飲酒の習慣、子ども（成人を含む。）の人数（同居・親権・養育費の有無）、扶養の有無、扶養人数と扶養者との関係、住居の種類、転勤の有無、結婚後の同居及び結婚後の居住地

2 登録内容に変更が生じた場合は、マイページから速やかに変更を行うこと。ただし、氏名、生年月日、性別、住所、職業、年収、ニックネーム、婚歴、子どもの有無・子どもの人数及び登録のきっかけについては、マイページからの変更はできないため、センターに申し出ること。

## (登録料及び登録期間)

- 第6条 入会登録料は、登録期間（※2年間）において15,000円とする。また、更新登録時も同額とする。登録期間は、始期を本登録となった日からとし、終期を本登録日から2年を経過する日の属する月の末日までとする。更新時は、登録期間満了日の翌日から2年間とする。その他の会費、紹介料、成婚料等は一切生じないが、システムの利用に必要な機器及び通信に要する費用については、会員各自の負担とする。
- 2 入会登録料の納付方法は、原則としてクレジットカード決済によるものとする。なお、クレジットカードブランドは、別途示されるものに限る。
- 3 納付された入会登録料について、本登録後はいかなる理由があっても返金しない。
- 4 登録期間満了日後も会員登録を希望する場合は、登録期間満了日までに更新登録手続を行い、かつ、更新登録料を支払うことで、引き続きシステムを利用して結婚へ向けた活動を行うことができる。更新手続の方法等は、第4条の規定に準ずる。なお、更新手続に係る案内については、登録期間満了日のおおむね60日前及び30日前に、センターからそれぞれ通知する。

## (活動内容、システムの利用手順等)

- 第7条 本登録が完了した会員は、システムを利用して結婚に向けた活動を行うことができる。システムの利用手順等は、次項以降による。

## 2 お相手検索

- (1) お相手検索は、会員本人が所有するスマートフォン等からシステムにログインし、行う。なお、お相手検索は、会員本人のみが行えるものとする。
- (2) お相手検索では、公開項目のみ閲覧することができる。
- (3) システムのAIが、システム上の会員の利用情報等に基づき選定したお相手を、会員に紹介する場合がある。
- (4) 会員は、お相手検索により表示された会員のうち、お見合いを希望するお相手に対し、1日1回1人までお見合いを申し込むことができる。ただし、お見合い成立となつたお相手が3人（お友だち交際のお相手を含む。）に達した場合は、お相手検索及び新たなお見合いの申込みはできない。
- (5) お見合いを申し込まれた会員には、お見合いを申し込んだ会員の公開項目及びプロフィール用写真を公開するので、お見合いの申込みがあつた日から7日以内に、システムからお見合いの承諾の可否を回答する。期限までに回答がない場合は、お見合いの意思がないものとみなし、お見合い不成立となる。

## 3 お見合い

- (1) お相手からお見合いを承諾する旨回答があつた場合は、お見合い成立となるので、お見合い成立日から45日以内にお見合いを行う。期限までにお見合いが行われない場合は、お見合いの意思がないものとみなし、お見合い不成立となる。
- (2) お見合いを申し込まれた会員は、お見合い成立後7日以内に、システムからお見合いの日時・場所（オンラインお見合いを含む。）を最大5候補まで提案する。期限までに提案がなされない場合は、お見合いの意思がないものとみなし、お見合い不成立となる。
- (3) お見合いは、システム上、会員双方で調整・合意した日時・場所で行う。なお、お見合い時間は、最大1時間までとする。
- (4) お見合い当日までの連絡・調整手段として、お見合い日が決定した日からお見合い当日の午後11時までの間、双方はシステムのチャットを利用することができる。
- (5) やむを得ない事情により、お見合い当日に遅刻又は中止する場合は、事情が生じた会員からもう一方の会員にシステムのチャットからその旨連絡すること。
- (6) お見合い当日に、お相手から連絡がなく、予定時刻から20分以上経過してもお見合い場所（オンラインお見合いを含む。）に現れなかつた場合は、センターに電話又はメールでその旨連絡する。なお、現れなかつたお相手には、センターから追って

状況確認を行う。

- (7) トラブル防止のため、お見合い日が決定した日以降のお見合い期間中に、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報を相互に公開しないこと。
- (8) お見合いにおける飲食等の費用については、双方の実費負担とする。
- (9) お見合い後は、双方が7日（お見合い日を含む。）以内に、システムからお友だち交際への移行希望の有無を回答する。期限までに回答がない場合は、お友だち交際への移行希望がないものとみなし、お友だち交際への移行不成立となる。

#### 4 お友だち交際

- (1) お見合い後、会員双方からお友だち交際への移行を希望する旨回答があった場合は、お友だち交際への移行成立となる。
- (2) お友だち交際中における双方間の交流・コミュニケーション手段として、双方はシステムのチャットを利用することができる。ただし、トラブル防止のため、お友だち交際中であっても、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報を相互に公開しないこと。
- (3) お友だち交際は90日（お友だち交際への移行成立日を含む。）とし、双方は同期間内にシステムから真剣交際への移行希望の有無を回答する。期限までに回答がない場合は、真剣交際への移行希望がないものとみなし、真剣交際への移行不成立となる。なお、お友だち交際の延長は不可とする。
- (4) お友だち交際中に、真剣交際を申し込まれた会員は、真剣交際の申込みがあった日から7日以内に、システムから真剣交際の承諾又はお友だち交際の継続又はお友だち交際の解消（解除）のいずれかを回答する。このとき、真剣交際を申し込んだ会員は、お友だち交際の継続の回答を受けた場合は、このお相手とのお友だち交際の継続又はお友だち交際の解除を選択する。
- (5) お友だち交際中は、お相手が3人（お見合い成立となったお相手を含む。）になるまでは、お相手検索及び新たなお見合いの申込みが可能である。
- (6) お友だち交際を解除したい場合は、システムから手続する。お友だち交際については、いずれか一方の申出により解除となる。

#### 5 真剣交際から成婚まで

- (1) お友だち交際を経て、会員双方から真剣交際への移行を希望する旨回答があった場合は、真剣交際への移行成立となる。移行成立となった場合は、他の会員との間で成立していたお見合い（申し込んでいるもの及び申し込まれているもの）並びにお友だち交際は、全て解除となる。
- (2) 真剣交際への移行成立後には、センターから双方にお相手の氏名及びメールアドレスを通知するので、双方で連絡を取り合い、交際を開始させる。
- (3) 真剣交際中にある会員の会員登録の内容は、他の会員に表示されない。また、真剣交際中にある会員は、お相手検索及びお見合いを行うことができない。
- (4) 真剣交際開始後、おおむね2か月毎にセンターから双方に対し、交際状況等に係る確認を行うので、双方はこれにそれぞれ回答する。
- (5) 交際を経て、双方が結婚に向けて意思が固まった場合は、双方からその旨センターに報告する。
- (6) 真剣交際を中止したい場合は、その旨お相手に明確に伝え、システムの交際中止報告フォームでセンターに報告する。真剣交際については、いずれか一方の申出により解除となる。

#### 6 活動に係る相談

- (1) 結婚に向けた活動に関してセンターと相談を希望する場合は、事前予約の上でセンターと面談（オンライン面談を含む。）することができる。
- (2) 相談に当たっては、顔写真付き身分証明書の原本により本人確認を行う。

（活動の休止・退会）

第8条 会員の都合により活動を休止する場合は、システムから休会手続を行う。休会中

は、お相手検索ができなくなり、会員登録の内容は他の会員に表示されない。また、休会しても、入会登録料の返金及び登録期間の延長は行わない。休会を解除（活動を再開）する場合は、システムから休会解除の手続を行う。

2 成婚又はその他の理由により退会する場合は、システムから退会手続を行う。会員期間満了日前の退会であっても、入会登録料の返金は行わない。また、退会後、再度の会員登録を希望する場合は、第4条に規定する手続が改めて必要となる。

#### （個人情報の取扱い）

第9条 会員登録時に入力された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うとともに、センターの運営及びシステム運用以外の目的には使用しない。

2 センターの運営に当たって、会員本人以外（会員の家族・親族を含む。）からの問合せ等があっても、対応・回答しない。ただし、次の各号に該当する場合は、会員本人の同意なしに、登録情報の一部（住所、氏名等）を開示することがある。

- (1) 警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センター又はこれらに準じた権限を有する機関から、法的根拠に基づき開示を求められた場合
- (2) (1)以外の場合であっても、センターが開示の必要があると判断した場合

3 会員の退会後には、会員の個人情報について適切かつ速やかに削除する。

#### （禁止事項）

第10条 次の各号に掲げる行為、その他の法令で禁止されている行為、公序良俗に反する行為又は他の会員や札幌市職員・センター職員等の関係者に迷惑を及ぼす行為は、一切禁止する。なお、悪質な場合にあっては、法律に基づき対処することとする。

- (1) 結婚又は交際している者がいるにもかかわらず、会員登録すること。
- (2) 偽りその他不正な手段で会員登録し、又は、登録しようとすること。
- (3) システムを悪用し、又は悪用しようとすること。
- (4) プロフィール等に虚偽の記載をすること。
- (5) ネットカフェ等の不特定多数が利用するパソコン等でシステムを使用すること。
- (6) お見合い成立後、正当な理由なくお見合い自体をキャンセルすること。
- (7) お見合い当日に、正当な理由なくお見合いを日程再調整、無断欠席又はお見合い自体をキャンセルすること。
- (8) 本事業を通じて知り合った会員・お相手に対し、メール・電話・SNS連絡、面会、交際その他の義務のないことを行うことの強要、待ち伏せ、見張り、暴力、脅迫及び一方的な通信を行う、又は著しく不快、粗野若しくは乱暴な言動及び行為をする、又はその他のつきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと。
- (9) 本事業を通じて知り得た次の情報（動画・静止画又は紙媒体・電子データを問わない。）を撮影、複製、転記、譲渡、公開（SNS・動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の掲示・配布等）及び利用すること。
  - ア システムから閲覧できる情報、検索画面等の個人情報を含む画面
  - イ お見合いや交際中に取得した画像及び個人情報
  - ウ 交流イベント等で取得した画像及び個人情報
  - エ その他個人の秘密や個人の特定につながる情報等
- (10) センターの信用及び品位を傷つけること。また、センターの業務に関し、センターの職員等に暴力を加える、又は脅迫すること若しくは著しく不快、粗野又は乱暴な言動を取ること並びに業務範囲を越えた過度な要求又はそれに準ずる行為を行うこと並びに不当な要求を行い業務・運営に支障を生じさせ、又は支障を生じさせるおそれがあることを行うこと。

#### （会員登録の抹消等）

第11条 会員が、次の各号に該当する場合は、会員登録の抹消又は活動の停止を行うことがある。

- (1) 前条に示す禁止事項に抵触した場合
- (2) センターからの指示・指導に従わなかった場合
- (3) 他の会員から著しく不快な言動や行為などがあった旨報告が寄せられた場合

2 次の各号に該当する場合は、活動の停止を行うことがある。

- (1) センターからの連絡に応じない場合
- (2) お見合い当日に、お見合いのキャンセル又は無断欠席を行った場合

(留意事項)

第12条 その他以下の各号を留意事項とする。

- (1) センターは、誠意を持って会員の結婚に対する支援を行うが、希望の条件のお相手とのお見合いを確約するものではないこと。また、同様に、交際及び成婚を保証するものではないこと。
- (2) 会員のプロフィールは原則として会員本人の自己申告によるものであり、センターでは確認が取れない事項も含まれていること。
- (3) お相手とのお見合い、お友だち交際及び真剣交際における交際等に関する方針については、自己の判断及び責任において決定されるものであること。
- (4) 万一、会員同士や交際中のお相手間でトラブル等が生じた場合であっても、原則として当事者間で解決すること。会員同士の交流・交際に関して、センターは一切の責任を負うものではないこと。また、会員間における金品の授受や貸借などは、厳に行わないこと。
- (5) お見合い場所への移動に際し、交通事故や予期せぬ事態などが発生した場合であっても、センターは一切の責任を負うものではないこと。
- (6) 他の会員が本規約に違反する行為を行っていることを発見した場合は、センターまで連絡すること。
- (7) センターが必要と判断した場合は、本規約を変更することができる。なお、変更の内容は、本事業のホームページ又はセンターが適切と判断する方法で会員に周知する。

附 則

(施行期日)

1 この会員規約は、令和7年4月28日から施行する。